

23 監査公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成23年2月7日

福岡市監査委員	おばた	久 弥
同	黒 子	秀勇樹
同	石 井	幸 充
同	大 松	健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象、区分、範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局、区分、対象期間及び実施期間

ア 市長室

(事務監査)対象期間	平成21年10月から同22年9月まで
実施期間	平成22年9月2日から同年9月7日まで

イ 市民局

(事務監査)対象期間	平成21年9月から同22年10月まで
実施期間	平成22年8月30日から同年10月13日まで
(工事監査)対象期間	平成20年6月から同22年5月まで
実施期間	平成22年8月2日から同年10月25日まで

ウ こども未来局

(事務監査)対象期間	平成21年10月から同22年10月まで
実施期間	平成22年8月30日から同年10月5日まで
(工事監査)対象期間	平成20年6月から同22年5月まで
実施期間	平成22年8月2日から同年10月25日まで

エ 経済振興局

(事務監査)対象期間	平成21年10月から同22年10月まで
実施期間	平成22年9月1日から同年10月14日まで

オ 道路下水道局

(事務監査)対象期間	平成21年10月から同22年10月まで
実施期間	平成22年8月30日から同年10月15日まで

カ 水道局

(事務監査)対象期間	平成21年9月から同22年10月まで
実施期間	平成22年9月1日から同年10月15日まで
(工事監査)対象期間	平成20年6月から同22年5月まで
実施期間	平成22年8月2日から同年10月25日まで

キ 教育委員会

(事務監査)対象期間	平成21年10月から同22年9月まで
実施期間	平成22年8月30日から同年9月27日まで

ク 人事委員会事務局

(事務監査)対象期間 平成21年10月から同22年10月まで

実施期間 平成22年9月1日から同年10月15日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市長室

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民局

(ア) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成21年度の「防災・防犯・交通安全指導者用教材作成業務委託」、「人権啓発センターホームページ運用管理委託」及び「ココロンセンターだより版下制作委託」の委託契約事務において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(防災・危機管理課、人権啓発センター)

(イ) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの

指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、当該施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき当該業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成21年度及び同22年度の「福岡市立南体育館及び博多体育館」並びに「福岡市立博多市民プール及び南市民プール」の管理運営業務において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、基本協定書等で定めた業務等については、履行状況及び提出内容等を適宜把握、検証し、必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう厳に注意されたい。

(スポーツ振興課)

a 指定管理者が応募時に市に提出した「現地の要員配置計画」においては、正社員を要所に3人又は4人の配置を予定し、その結果、高い評価を得て選考されたにもかかわらず、体育館及びプールの受付業務等について、別会社に対して受付及び運営等業務の全てを再委託していた。

b 南市民プールの日常清掃において、次のような事例が見受けられた。

(a) 基本協定書に添付された業務の基準において、プールの日常清掃は作業場

所毎に示された作業内容で行うことが定められているが、開館前の日常清掃業務のうち一部業務(ロッカーの清掃, ロッカー室及びシャワー室壁面の拭き清掃)を除いた内容で再委託しており、この一部の業務が実施されていなかった。

- (b) 同基準において、開館前の日常清掃は利用時間開始30分前の午前8時30分までに終了することが定められているが、実際には終了していなかった。再委託業者に対して指示された業務時間は午前7時から午前9時までの2時間(平成22年3月23日以降は午前7時から午前10時までの3時間)となっており、適切な再委託となっていなかった。
- (c) 清掃業者記載の清掃日誌において、一部の場所が清掃実施されていなかったにもかかわらず、指定管理者職員によって同日誌に当該場所の清掃業務終了を示す記号が書き加えられていた。
- c 南市民プール及び博多市民プールの水質検査において、国が示している遊泳用プールの衛生基準では毎月1回以上実施することを求めているが、平成21年4月から7月までの4ヶ月間実施していなかった。
- d 平成21年度の南体育館及び博多体育館の修繕経費については、実施協定書第5条に基づき精算報告書を市に提出し、精算を行うこととしており、その経費に執行残が生じたときは、市に返納することと定めている。しかしながら、本来、実費精算であるべき修繕経費に現場管理費等として2割から3割程度の手数料を加算して精算していた。

ウ こども未来局

- (7) 契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2者以上から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成21年度「せふりの自然に親しむつどい12月」バス借り上げ契約において、1者に2者分の見積書を提出させており、適正な見積合わせを行なっていなかった。
今後、見積書を徴するときは、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行なうよう注意されたい。

(背振少年自然の家)

エ 経済振興局

- (7) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの
委託料等の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成21年度及び同22年度の委託料や物品購入代金等の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。
今後、支出に当たっては速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(集客交流課)

- (イ) アジア太平洋フェスティバル福岡実行委員会の契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
本市が負担金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、アジア太平洋フェスティバル福岡実行委員会の平成21年度及び同22年度の委託業務等の一部の契約事務において、契約の内容等の記録がなく、契約履行の検査の記録を支出伺い等に記載していなかった。
交付先団体の事務局が当課にあることから、契約事務については「福岡市準公金

等取扱事務処理要領」に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(集客交流課)

オ 道路下水道局

(ア) 物品の発注について適正な契約手続きを行うよう注意をを求めるもの

物品の発注に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約手続きを行わなければならない。しかしながら、平成22年度「青写真焼付等業務契約」に係る支出事務において、業者に事実と異なる納品書、完了届及び請求書を提出させ、また、事実と異なる納入指令書及び検査報告書を作成することにより印刷消耗品費を支払い、実際には契約した青写真とは異なる「建設部事業概要」という印刷物に差し替えて納入させていた。

物品の発注に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約手続きを行われたい。

(建設調整課，東部道路課，中部道路課，西部道路課，雑餉隈連続立体交差課，東部下水道課，博多駅地区浸水対策室，中部下水道課，西部下水道課，河川課)

(イ) 国有地の使用許可に伴う使用料の納付について適正な事務処理を行うよう注意をを求めるもの

国有財産の使用許可に伴う使用料の納付については、納入告知書により納付期限までに納入しなければならない。しかしながら、平成21年度都市計画道路博多駅志免線道路敷地の土地使用許可に基づく使用料の支出において、漫然と納付期限を経過して納付したため、不要な延滞金を支出していた。

国有財産の使用許可に伴う使用料の納付に当たっては、納入告知書により納付期限までに納入するよう注意されたい。

(東部道路課)

(ウ) 指定管理者(市営大橋駐車場の管理運営業務)に対し基本協定書の遵守について必要な指導を行うよう注意をを求めるもの

市営大橋駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第27条によりその経理を他の業務と区別して明確にし、収支に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかななければならない。しかしながら、平成21年度と同管理運営業務において、本社で一括して全体経理を実施しているため、経理簿や領収書等の支出証拠書類が整備されておらず、指定管理業務に関わる最終の支払状況が確認できなかった。

なお、前回の監査において、指定管理者に対し適切な指導を行うよう注意を求めたところであるが、一旦は改善されたものの、その後、管理体制の変更に伴い経理簿等が整備されていない状況であった。

基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう厳に注意されたい。

(道路管理課)

(エ) 指定管理者(市営築港駐車場の管理運営業務)に対し基本協定書の遵守について必要な指導を行うよう注意をを求めるもの

市営築港駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第21条により、指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後、施設の管理運営業務に関し事業報告書を作成し、1ヶ月以内に市に提出しなければならない。しかしながら、平成21年度の管理運営業務において、事業報告書に記載すべき管理に係る経費等の収支状況の報告が全く行われておらず、確認を怠っていた。

基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう厳に注意されたい。

(道路管理課)

- (オ) 指定管理者に対し公の施設(市営築港駐車場)の使用料の適正納付について必要な指導を行うよう注意を求めるもの

公の施設(市営築港駐車場)の使用料の納付については、その日の収納金を精算機等と照合確認の上、金庫に保管し、その日後において最初に市長が指定する金融機関が営業を行う日に、払込書により指定金融機関に払い込まなければならない。しかしながら、平成22年度の収納金取扱事務において、収納金を収納後、自社の売上金と混同し金融機関に払い込みを行っているため、収納金と払込金額が一致していないものがあり、払込金額に不足が発生していた。

収納金の取り扱いについては、福岡市会計規則等に則り、適正に納付するよう指定管理者に対し必要な指導を行うよう厳に注意されたい。

(道路管理課)

カ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

キ 教育委員会

- (イ) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成21年度の「パソコン等移設委託」等の委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(健康教育課)

- (イ) 福岡市立学校給食運營業務の委託契約について適正な指導監督を求めるもの

福岡市は財団法人福岡市学校給食公社と「福岡市立学校給食運營業務の一部委託契約」を締結し、福岡市立学校給食センター等における学校給食の調理業務等を委託し、同公社の支出総額から雑収入等を控除した金額を業務委託料としている。しかしながら、同公社の職員給与及び病気休暇の取扱いについて次のような不適切な取扱いが認められた。

市民の税金で賄われている業務委託料が増加することとなっているため、適正な事務処理を行うよう指導監督を徹底されたい。

(健康教育課)

- a 同公社調理員については8月を休業日と定め給料月額の8割を支給しており、8月の休業日のうち5日間を7月に振替えて休業日とし、8月において出勤日と定めた5日間について通勤手当を日割で支給していたが、7月分の通勤手当については月額で支給し、減額を行っておらず二重払いとなっていた。
- b 手当とは特別の業務に従事するなど、基本給に含めて支給することが不相当である場合に支給されるべきものであるが、同公社調理員に適用する給料表を定めているにもかかわらず、調理員が行う本来業務について、業務手当を日額で支給していた。また、調理業務に従事しない職場研修についても業務手当の支給対象としていた。
- c 同公社給与規程において、調理員に適用する給料表(1~3級)を等級別に定めているにもかかわらず、もっぱら調理に従事する職員である業務係長、総括調理主任及び調理主任について、調理員以外の職員給料表を適用し、さらに本来業務である調理業務について、職務手当(係長43,200円/月、総括主任又は主任32,500円/月)を月額で支給していた。また、調理業務に従事しない8月分の職務手当を支給していた。
- d 賞与については市の期末・勤勉手当の支給率を参考に額を決定しているにもかかわらず、同公社就業規則において90日を超えない範囲で与えることができ

るとされている病気休暇の取得日数に応じて、賞与を減額していなかった。

e 同公社調理員の病気休暇申請において、本人が提出した証明書に負傷日時が明記されているにもかかわらず、同証明書を根拠に、負傷する前の期間について病気休暇を承認していた。また、同証明書に記載された治癒予定期間内に出勤した場合も、改めて病状の確認を行うことなく、同一の証明書に基づいて、繰り返し病気休暇を承認していた。

f 同公社就業規則において、病気休暇を与えることができるのは負傷又は疾病のため就業することができない場合とされているが、病院の検査を理由とした病気休暇を承認していた。

(ウ) 教育扶助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意をを求めるもの

生活保護法第32条第2項の規定に基づき、学校長を通じて保護者等へ支給する教育扶助費については、その趣旨に鑑み、区保護課より学校長口座へ入金後、速やかに支給しなければならない。しかしながら、平成20年度及び同21年度の教育扶助費の支給において、実査日(平成22年9月27日)現在、区保護課より学校長口座へ入金後、長期間経過したにもかかわらず、支給を行っていないものや支払までに長期日数を要しているものがあった。

教育扶助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(香住丘小学校)

ク 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は、「原課で行う物品購入契約事務の適正執行について」をテーマとして監査を実施した。

ア 市長室

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民局

特に指摘する事項はなかった。

ウ こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

エ 経済振興局

特に指摘する事項はなかった。

オ 道路下水道局

特に指摘する事項はなかった。

カ 水道局

原課における物品購入契約について適正な事務処理を行うよう注意をを求めるもの

物品購入に当たっては、随意契約伺兼見積書において契約の相手方から見積書を徴し契約を行わなければならない。しかしながら、平成22年度の物品購入契約において、契約の相手方から見積書を徴した後、見積金額及び契約金額を訂正しており、不適切な事務処理となっていた。

今後、物品購入契約においては適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(高宮浄水場・管理課関連)

キ 教育委員会

(ア) 物品購入契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意をを求めるもの

物品購入契約代金の支出に当たっては、納品・検査収納後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない

場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成21年度の物品購入契約代金の支出において、履行完了確認から支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、関係法令等に則り、速やかな事務処理を行うよう十分注意されたい。

(学事課)

(イ) 物品購入契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

契約金額が10万円を超える物品を随意契約により購入する場合は、競争性や経済性を確保するために、2者以上から見積書を徴して行わなければならない。しかしながら、平成21年度及び同22年度の10万円を超え30万円以下の物品購入契約事務において、2者により見積合わせをしているが、1者に2者分の見積書を作成させて提出させており、適正な見積合わせを行っていない。

今後、福岡市契約事務取扱規程に則り、適正な契約事務を行うよう注意されたい。

(東吉塚小学校)

ク 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ケ その他

テーマ監査については、共通して見られる改善すべきと思われる事務処理の傾向や制度上の問題を把握・検証するとともに、関係部署との協議を踏まえながら、事務の適正化や効率化に向けた支援につなげていくことを主眼に、年度を通じて定期監査の中で実施している。今年度は、「原課で行う物品購入契約事務の適正執行について」をテーマに選定し実施している。

その結果、次のような不適切な事務処理が見受けられ適正な事務処理を行うよう注意を求めた。

(ア) 2者により見積合わせをしているが、1者に2者分の見積書を作成させ提出させており適正な見積合わせを行っていないものがあった。

(イ) 契約の相手方から見積書を徴した後、見積金額及び契約金額を訂正しているものがあった。

(ウ) 契約の相手方から請求金額が記載されていない請求書を受領し、請求金額を誤記したため修正しているものがあった。

(エ) 履行完了確認から、支払いまでに長期日数を要しているものがあった。

また、見積書の見積日、納品書の納品日、請求書の請求日など本来、業者が作成すべき契約関係書類を職員が記入している事例が、引き続き多数の所属で見受けられた。

契約手続きには透明性が確保されるべきであり、契約の相手方が記載すべき事項を安易に職員が記載することは厳に慎むべきである。今般のテーマ監査で見受けられた原課で行う物品購入契約事務の不適切な事務処理を是正するため、所管課において、見積書や請求書など契約関係書類の取扱いについて検討、見直しされ契約事務の適正執行に万全を期されたい。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 市民局

特に指摘する事項はなかった。

イ こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 水道局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの

a 平成20年度「番托系2号導水管推進工事（2工区推進1-1）」

（契約金額1億6,965万4,800円）

本工事は、φ1,200mmの推進管（鉄筋コンクリート管）を推進工法で埋設し、その中にφ1,000mmの導水管（鋳鉄管）を設置する工事である。推進工事の設計積算において、日進量（m/日）をもとにその費用を算定するが、その算定の際に必要な補正係数（長距離推進による補正係数）を乗じなかったため、推進工事の費用に誤りが生じ、過小な設計となっていた。

今後は、適正な設計積算を図りたい。

（浄水施設課）

b 平成20年度「夫婦石浄水場ろ過池改良工事」

（契約金額1億3,950万5,100円）

本工事管布設土工の設計積算において、発生土を埋戻し材料として使用するため、埋戻し材料（発生土）の掘削運搬土量及び残土処分土量の算出については土量変化率を考慮していたが、誤った土量変化率を適用していた。さらに、残土処分土量を算出する際に土量変化率を考慮する必要がない掘削土量に土量変化率を適用していた。これらにより過大な設計となっていた。

今後は、適正な設計積算を図りたい。

（浄水施設課）

c 平成20年度「博多区博多駅前2丁目地内配水管布設工事」

（契約金額5,962万3,200円）

本工事の歩道復旧における、御影石を使用した舗石（平石）設置の設計積算において、平石張工の歩掛りを使用するところ、誤って平板ブロック設置の歩掛りを使用した結果、過小な設計となっていた。

今後は、適正な設計積算を図りたい。

（東部管整備課）

d 平成21年度「東区香椎駅東3丁目地内φ500mm配水管仮設工事」

（契約金額8,768万2,350円）

本工事の2箇所ある不断水切替弁部では、それぞれ矩形、小判形のライナープレート掘削土留工を採用している。その設計積算において、土木工事標準積算基準書の深礎工の掘削土留A工法（人力掘削、機械排土）の単価を採用しているが、これは円形のライナープレート掘削土留工であるため採用すべきではなかった。本工事の矩形、小判形のライナープレート掘削土留工の場合は、下水道用設計標準歩掛表による単価が本市にあるので、これを採用すべきであった。その結果、過小な設計となっていた。

今後は、適正な設計積算を図りたい。

（東部管整備課）

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの

平成19年度「西区田尻地内φ600配水管布設工事」

（契約金額8,457万7,500円）

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(西部管整備課)

(2) テーマ監査

今回は、「工事に係わる安全管理が適法，適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局・区等	監査実施対象	
市長室	広報課, 報道課	
市民局	総務部	総務課
	コミュニティ推進部	市民公益活動推進課, 公民館支援課, 公民館整備課
	生活安全・危機対策部	防災・危機管理課長(2), 消費生活センター
	文化・スポーツ部	文化振興課, スポーツ振興課, スポーツ事業課
	男女共同参画部	男女共同参画課
	人権・同和対策部	人権企画課, 同和対策課(馬出, 田隈人権のまちづくり館), 人権啓発センター
こども未来局	こども部	総務企画課, こども育成課, 体験・交流推進課, 背振少年自然の家
	子育て支援部	子育て支援課, 監査指導課, 保育課, 保育所指導課(大井, 南庄, 城の原保育所), 千代保育所
	こども総合相談センター	こども支援課, こども相談課, こども緊急支援課
経済振興局	産業政策部	政策調整課, 雇用労働課, 科学技術振興課, 新産業学術振興課
	国際経済部	国際経済課長
	産業振興部	振興課, 同(計量検査所), 地域商業課
	集客交流部	集客交流課長(3)
	部長(空港整備推進担当)	課長(空港整備推進担当)
道路下水道局	総務部	総務課, 営業課
	管理部	道路管理課
	計画部	道路計画課
	建設部	東部道路課, 西部道路課, 笹崎連続立体開発事務所, 中部下水道課, 西部下水道課, 河川課
	広域幹線道路推進部	管理課, 推進課, 高速道路対策課
	下水道施設部	施設管理課, 中部水処理センター, 和白水処理センター
	用地部	東部用地課, 西部用地課
水道局	総務部	経理課, 契約課, 営業課
	計画部	計画課
	浄水部	水管理課, 浄水施設課, 設備課, 水質試験所, 高宮浄水場
	配水部	東部管整備課, 西部管整備課
教育委員会	総務部	職員課

	施設部	施設計画課, 施設整備課
	人権・同和教育部	人権・同和教育課
	学校経営部	学事課
	教育支援部	健康教育課長(2), 学校給食センター
	指導部	教育相談課, 発達教育センター
	文化財部	埋蔵文化財センター
	美術館	運営課, 学芸課
	アジア美術館	管理課, 学芸課
	高等学校	福翔高等学校, 博多工業高等学校
	小学校	若久小学校, 飯倉小学校, 香住丘小学校, 東吉塚小学校, 城南小学校
	中学校	香椎第一中学校, 長尾中学校, 早良中学校
	特別支援学校	博多高等学園
人事委員会事務局	任用課, 審査課	

別表 2

市民局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
曲淵公民館・老人いこいの家複合施設駐車場整備工事	当初 7,644,000円 変更 8,365,350円	平成20年10月24日から 平成21年3月15日まで
今宿・周船寺地区地域交流センター新築工事	当初 1,435,943,250円 変更 1,416,088,000円	平成20年12月19日から 平成22年2月28日まで
名島公民館・老人いこいの家複合施設改築工事	当初 168,000,000円 変更 176,452,500円	平成20年2月26日から 平成21年2月16日まで
今宿・周船寺地区地域交流センター新築空調設備工事	216,300,000円	平成20年12月9日から 平成22年3月15日まで
河川水位監視・観測システム改修委託	28,980,000円	平成22年4月7日から 平成22年6月30日まで
外 (局別監査) 21件 (テーマ監査)		
大楠公民館エレベーター設置等建築工事	11,279,100円	平成22年4月24日から 平成22年9月25日まで
大楠公民館太陽光発電装置設置工事	4,725,000円	平成22年4月24日から 平成22年9月30日まで

別表 3

こども未来局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
東部療育センター用地造成工事	当初 27,709,500円 変更 30,016,350円	平成21年7月1日から 平成21年11月30日まで
松島小学校留守家庭子ども会施設新築工事	34,440,000円	平成21年5月1日から 平成21年9月5日まで
城南小学校留守家庭子ども会施設新築工事	33,852,000円	平成21年10月23日から 平成22年3月20日まで

背振少年自然の家施設管理業務委託	40,005,000円	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
平成21年度海の中道青少年海の家 管理業務の一部委託	67,725,000円	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
外（局別監査） 8件 (テーマ監査)		
東部療育センター新築工事	690,429,600円	平成21年12月23日から 平成23年1月10日まで
東部療育センター新築電気工事	139,650,000円	平成21年12月8日から 平成23年1月15日まで

別表 4

水道局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
夫婦石浄水場4号配水池防水工事	当初 107,192,400円 変更 106,245,300円	平成20年8月16日から 平成21年3月15日まで
中央区笹丘1・2丁目～城南区友泉 亭地内配水管更新工事	当初 298,221,000円 変更 337,559,150円	平成20年7月25日から 平成21年11月16日まで
水道局合同庁舎新築工事实施設計 業務委託	18,375,000円	平成20年11月20日から 平成21年3月15日まで
工業用水道金島浄水場自動除塵機 設備工事	当初 36,852,900円 変更 37,036,650円	平成20年8月5日から 平成21年3月15日まで
乙金浄水場中央制御装置修理	143,850,000円	平成21年10月23日から 平成22年3月15日まで
外（局別監査） 65件 (テーマ監査)		
新久山スラッジ処分場築造工事	289,365,300円	平成21年6月26日から 平成22年12月19日まで
番托系導水管布設工事（3工区）	当初 1,166,174,100円 変更 1,180,821,600円	平成21年8月21日から 平成24年2月6日まで
乙金浄水場2号沈でん池排泥弁修 理	11,139,450円	平成22年4月28日から 平成22年10月31日まで
番托取水場1号管No.1導水ポン プ及び2号管小導水ポンプ修理	21,525,000円	平成22年4月28日から 平成22年10月20日まで